

税制のEBPMに関する専門家会合（第7回）議事録

日 時：令和8年9月1日（火）10時00分～

場 所：WEB会議（財務省第1特別会議室を含む）

○赤井座長

ただいまから「税制のEBPMに関する専門家会合」の第7回を開会いたします。

委員の皆様方の御理解・御協力をいただき、オンラインも利用した会議としております。本日の出席者一覧はお手元にお配りさせていただいておりますので御確認ください。また、事前に意見書の提出もごさいますので、併せてお手元にお配りさせていただいております。会議の途中でお手元のパソコン操作などに支障が生じましたら、事務局を呼んでください。また、オンライン参加の方に支障があれば、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただきたいと思います。

本日は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、それから、「中小企業税制」について議論を行っていききたいと思います。

また、前半の議題では、オブザーバーとして日本経済団体連合会及び日本商工会議所に参加いただきたいと思います。

申し訳ありませんが、ここでカメラの皆様には御退出をお願いします。

それでは、1つ目の議題、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に入りたいと思います。

初めに留意点ですが、本会議は記者が傍聴できるように中継しておりますので、その点、皆様御留意をお願いいたします。また、意見交換や質疑応答については、後半の「中小企業税制」の説明が終わり次第、両議題分をまとめて行いたいと思います。

それでは、まず財務省から資料証7-1について説明いただきたいと思います。

財務省主税局税制第三課、春木課長、御説明のほどよろしくお願いします。

○春木主税局税制第三課長 兼 内閣官房租税特別措置・補助金見直し担当室参事官

資料の証7-1を説明させていただきます。

2ページ目、昨年の12月の税制改正大綱の書きぶりでございます。

租特についての記述ですが、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書について、「適用企業名の公表について、早期に具体化を図る必要がある」という指摘をいただいております。「企業の経営戦略に与える影響や国・企業双方の事務負担等にも配慮しつつ、具体化に向けた検討を行い、令和9年度税制改正において結論を得る。」と明記されているところでございますので、今年の年末までの議論が必要という状況になります。

3ページ目、これまでの経緯をまとめております。まず、平成22年に租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律というものが成立しております。これにより、個別企業名は公表しておりませんが、それに代えて法人コードを振りまして、その上で

上位10社まで高額適用額を公表しておるという状況であります。当時の政府答弁をつけておりますが、峰崎副大臣の答弁の中で、「補助金について必ずしも最終受益者の実名が明らかになっていない」と述べておりまして、補助金が明らかになれば、租特についても明らかにする必要があるという方針について答弁がなされております。平成22年当時は補助金はまだ個社名が公表されていなかったという状況でありますけれども、平成25年に「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について」が閣議決定され、補助金につきましても交付先名（企業名）を公表することになり、1円単位の交付予定額も併せて公表しているという状況でございます。海外ですが、例えばEUでは、平成28年以降は、租特を含めて補助金について企業の受益額が一定金額を上回れば、企業の個社名、金額などの公表を義務付けている状況でございます。

4 ページ目、先ほどの租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の概要です。毎会計年度、法人税関係租税特別措置の適用者数等を記載した報告書を作ることになっておりまして、毎年国会に提出している状況でございます。

5 ページ目、具体的な報告書の公表ぶりでございます。租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書の中で、右の赤の囲みのところ、上位10社までを租特ごとに高額適用額は公表しておりますが、個社名は公表しておらず、法人コードを振っております。こちらの法人コードは毎年変えているものでございますので、同一企業でも違う年には違うコードが振られますので、現状は経年の変化を企業ごとには追えないという状況になっております。

6 ページ目、補助金の公表の仕方でございます。具体的には酒類業関係の補助金を事例として抜粋しておりますが、こちらは個社名と交付決定額が1円単位で公表されています。

7 ページ目、海外の紹介でございます。EUにおける補助金等に係る情報の公表義務付けの紹介であります。こちらは、EU規則というものを定めておりまして、一定金額を上回れば、受益企業の名称・金額などを公表しておるところです。条件としましては、補助金ないしは租税特別措置につきまして、原則10万ユーロ超の受益があるといったケースで公表を義務付けておるところでございます。細かいですが、下にありますが、補助金と租税特別措置を公表しておりますが、租税特別措置についてはバンドをつけて金額帯での公表を行っております。

8 ページ目、法人税関係の租税特別措置の減収額の推移をまとめております。租税透明化法を創設した当時の平成23年度は、減収額が合計で0.9兆円という状況でございますけれども、近年、減収額が増えている状況で、足元の令和6年度につきましては3.2兆円の減収額というところで、増加してきておりますので、租特の透明性向上や説明責任が高まっていることが金額的にも言えると考えております。

私の説明は以上になります。

○赤井座長

ありがとうございました。

続きまして、本議題について、オブザーバーとして日本経済団体連合会から岩崎常務理事、神谷主幹に御出席いただいておりますので、御意見を頂戴したいと思います。

○岩崎日本経済団体連合会常務理事

初めに総論的なことにつきまして、高市政権の下で打ち出されております骨太方針2026や日本成長戦略は、官民連携によりまして国内の投資を強力に後押ししていくものだとしておるところでございます。日本経済団体連合会といたしましても、投資牽引型経済の実現ということを唱えておりまして、これは軌を一にしているということで、政権の方針を高く評価させていただいているということでございます。こういう流れの中で、今回の租特の透明化につきましては、企業が国内で研究開発、設備投資を行う阻害要因にならないように慎重な御検討をお願いしたいと考えているところでございます。

また、企業名の公表に当たりましては、後ほど申し上げたいと思いますが、類似の制度がこれまで廃止されてきた経緯も踏まえながら、明確な目的をお示ししていただければと考えております。

続きまして、本論の企業名の公表につきまして、基本的には極めて慎重に検討をお願いしたいと考えているところでございます。

第1の理由といたしましては、競争上の不利益による懸念というものが考えられるかと思えます。企業名の公表を行った場合に、設備投資額、研究開発費、取引金額とか実際の納税額等が推測されることによりまして、同業他社の対抗措置とか、後追いといった競争上の不利益が生じる可能性があるということでございます。

幾つか具体的に考えられる事例を申し上げたいと思います。まず、地方関連、特に沖縄関係の租特とか海運税制など、特定の業界に関係する租特につきましては適用企業数が少なくございますので、1件の投資に直接対応した控除額になってしまうということで、特定の取引や投資の金額が極めて容易に推測されてしまうおそれがございます。

戦略分野国内生産促進税制につきまして、税額控除額から対象品の数量が逆算されるのではないかと、リスクを懸念しているところでございます。

スタートアップとの連携に関する税制につきまして、資本業務提携等のプレスリリースのときには出資額を明記していないことが多いということでございますけれども、関係する税額控除の金額が公表されますと、出資額が類推されるようなことになりまして、取引相手が抵抗するとか、税制の活用が阻害されるのではないかというおそれを考えておるところでございます。

それから、事前認定が必要な租特につきまして、事前認定された事業活動の概要と租特適用額が管轄官庁等のホームページなどで公表された場合に、当該分野の設備投

資額とか研究開発費などが推計可能になってしまうのではないかとのおそれがございます。

また、個別の取引金額を公表していない不動産取引についても、金額の特定につながりまして、取引を躊躇するとか、そういった可能性があるのではないかと考えております。

あわせて、公開されている補助金の情報と租特の情報を組み合わせて、その会社がどの地域でどのくらいの投資あるいは研究開発をしているのかがかなり正確に推測可能になるのではないかとということで、特定の地域で行う複数年にわたるプロジェクトの立ち上げや調査の段階で補助金や租特を活用しておりまして、その情報を基に競合他社が対抗して同じ地域に入ってきた場合、後出しで大規模な投資をした方が有利になるようなことも考えられるのではないかとということでございます。

最後に、アクティビスト等への対抗を行っているところで、個社が戦略上開示している範囲外で情報が開示されることで、不利な条件を迫られたり、公表された数値の位置付けや財務情報との関係について、投資家やステークホルダーに追加的な説明を求められるといった懸念もあるところでございます。これが懸念事項でございます。

2番目の理由といたしまして、公示制度の廃止理由との整合性を取る必要があるのではないかと考えております。法人税につきましては、御案内のとおり、高額納税者番付と同様に所得に係る公示制度がかつて存在しておりましたが、平成18年度の税制改革に関する答申など、累次の税調の答申の指摘を踏まえまして、所期の目的外に利用される面がある、取引先との関係に支障を及ぼしている等の種々の弊害が指摘されたということで、御案内のとおり廃止になっているところでございます。

当時の政府税調の議論でも、申告書が公示されたことによって、商取引上、取引相手先により取引条件の変更を迫られる等の不利益を被る実態があったということが指摘されているかと思えます。今回の企業名の公表に当たりまして、かつての公示制度の下で存在していたこのような弊害が再燃しかねない懸念しておるところでございます。当時の税制調査会での議論を踏まえまして、同じようなことが生じる事態は是非避けていただきたいと考えております。

さらに、仮に公表が避けられないということになってまいりますと、いわゆるレピュテーションリスクについては是非御留意をいただきたいと考えております。研究開発税制や投資促進税制など、個々の税制にはそれぞれ制度の趣旨を踏まえた目的があるということで、制度を適切に活用して経済成長に資する研究開発や設備投資、賃上げを率先している企業に対してレピュテーションリスクが及ばないようにしていただきたいと思えます。

公表方法につきましても、適用年度後、例えば3年など一定期間を設けるとか、複数年の平均にするとか、先ほど財務省より御説明がございましたが、EUにおける公表

状況と同様に、絶対額ではなくて幅を持った金額にするなど、配慮を是非お願いしたいと考えております。特に、公表時期については、修正申告等が発生した場合には適用額が変動するということも考慮いただきたいと思います。

最後に、租特の活用状況に関するデータにつきまして、秘匿すべき情報は秘匿した上で、EBPMの観点から、要望側を含めまして税制改正の議論に有効活用できるようにすべきだと考えているところでございます。

以上でございます。

○赤井座長

ありがとうございました。

続きまして、日本商工会議所から宮澤産業政策第一部長に出席いただいておりますので、御意見があればお願いしたいと思います。

○宮澤日本商工会議所産業政策第一部長

私からは、先ほど日本経済団体連合会の御説明と被る部分もございしますが、中小企業向けの租特の活用とその適用企業名の公表に対する日本商工会議所の意見を申し上げます。

まず、日本成長戦略あるいは地域未来戦略に示されているとおり、我が国はデフレ脱却と成長型経済の移行に向けたまさに正念場を迎えている状況だと思っております。とりわけ、中小企業は我が国の雇用の7割、地方においては9割を支えていますので、まさに中小企業の成長と賃上げの定着に向け、租税特別措置は非常に多く活用されているという状況です。

本題に入る前に、中小企業の現状あるいは租特の果たしている役割について、若干説明させていただきます。

まず、中小企業の賃上げの状況です。私どもの日本商工会議所の調査を御紹介いたします。中小企業の71.3%が現在、賃上げの実施を予定しているところですが、地方・小規模事業者を見るとその割合は60.7%にとどまっています。さらに、賃上げの実施企業の60.9%は、業績を伴わない、いわゆる防衛的な賃上げですが、その状況は前年より増加しているということで、必ずしも現在の状況が良くなっているということではございません。

賃上げが困難で見送ってしまう理由の多くは、売上げの低迷が55.0%、原材料費のコストの負担増が40.3%、人件費の価格転嫁の難しさが34.1%ということで、まさにコストプッシュによるキャッシュフローの毀損が、中小企業において経営上の大きな課題となっています。

先ほど財務省から、補助金との対比ということで御説明がございましたが、補助金は審査がありますので、申請しても不採択のリスクがある、あるいは、どうしてもまずは自己資金で立て替えていく必要もございしますので、補助金というのはやはりキャ

ッシュフロー上なかなか厳しいという声をいただいております。

一方、租税特別措置は、一般的には要件を満たせば原則適用可能であるため予見可能性が高いということでございます。そして、キャッシュフローの面でも、決算と同時に申告できますので、その改善結果も高いということが挙げられます。かねて申し上げているとおり、営業利益あるいは融資以外に資金調達手段が乏しい中小企業にとって、外から資金繰りを支えて成長投資、賃上げに踏み切るための直接的な原資確保、あるいは動機付けということで不可欠でございます。

実際に租特を活用した中小企業からは、設備投資税制があったおかげで投資の後押しになっている、賃上げ税制についても、税制の要件を意識して決算賞与を多く支払い、賃上げにつなげたという声をいただいています。

こうした租特は、中小企業の前向きな挑戦を後押しいただいておりますが、適用企業名が公表されると、中小企業にとっては取引上、競争上のリスクを恐れて、その利用を断念せざるを得ないということにつながりかねません。したがって、日本商工会議所としては租特の適用企業名を公表すべきではないと考えています。

先ほど日本経済団体連合会からも説明があったとおりですが、その理由を4点申し上げます。

1点目は、多数の中小企業名を公表すること自体の疑問です。中小企業向け租特については、特定の業界等を優遇するという趣旨ではなく、まさに広く中小企業に対して政策を講じるものですので、その適用企業数も非常に多いということでございます。

2点目は、取引先との関係で、特に価格転嫁に重大な支障を及ぼしかねないという懸念です。適用企業名が公表されることで、多大な収益を上げているかのような憶測を生み、減税額から課税所得を推定されることもあり得る。これはもちろん値下げの要求の引き金になりかねないのですけれども、今まさにコストプッシュインフレということで、皆様、一生懸命取引先と価格交渉されているところですが、ややもすれば税制の適用額から賃上げ、投資状況などが分かってしまって、「おたくは余力があるよね」ということで値上げ交渉が難しくなる懸念もあると考えます。特に賃上げ関係で見れば、私どもの調査では労務費の価格転嫁はまだ4割弱で、労務費の価格転嫁は非常に難しいということでございます。価格転嫁の問題は中小企業にとって死活問題ですので、これに対して不利益を生むような企業名公表は是非ともやめていただきたいと思います。

3点目は、ライバルとの競争への悪影響です。公表内容から、研究開発額あるいは投資の取得価額とか内容が推定されてしまいますので、競争上不利な状況にある中小企業にとって、自社の戦略が表に出てしまって、競合他社との競争上不利に働く可能性はなかなか受け入れ難いものがございます。

4点目は、萎縮効果です。先ほど申し上げたことと重複しますが、中小企業が租特を活用して頑張っている中、それを使いづら

くするということですので、企業行動にマイナスの影響を及ぼす懸念から萎縮効果が働いて、結果的に中小企業の投資、賃上げが抑制される懸念がございます。

補助金との比較においては、審査を通過した企業、いわばモデル的な企業というのが期待されるということで、PR効果も期待できるのではないかという御意見もあるようですが、租特は基本的に要件を満たせば企業は原則活用できるというものですので、補助金のようなPR効果は期待できないのではないかと考えます。

最後に、EBPMについてです。先ほど財務省から、租特適用企業名の公表は、透明性の確保と向上ということで御説明をいただいたところですが、私どもとしては、透明性を高めることと個別の企業名を公表することがイコールなのかという疑問がございます。

EBPMという観点においては、現状、我々も企業情報を入手するのに難しい部分があるのですが、匿名化された個社データ、マイクロデータによる分析をしっかりとやっていただけるようなプラットフォームを整理して、租特適用企業の企業行動を分析・検証できる仕組みがあれば、企業のレピュテーションリスク、あるいは経営戦略、価格転嫁への悪影響といったデメリットを回避しながら制度全体の政策効果、透明性を担保し、国民への説明責任を果たすことができるのではないかと考えます。

最後です。冒頭申し上げましたが、現在、中小企業の成長と賃上げはまさに定着に向けた極めて重要な局面を迎えています。投資、賃上げに不可欠な租特の活用を抑制させる企業名公表ではなく、デジタル技術を活用した匿名マイクロデータによる効果検証の仕組みの構築に向け、是非御検討いただければと思います。

私からは以上です。

○赤井座長

ありがとうございました。

スケジュールの都合上、次の議題となる「中小企業税制」の説明をしていただきたいと思います。

まず、財務省及び内閣官房租税特別措置・補助金見直し担当室、中小企業庁の順で、資料について説明していただいた上で、その後、一括で質疑応答を行いたいと思います。

それでは、財務省及び内閣官房租税特別措置・補助金見直し担当室から御説明をお願いしたいと思います。資料は証7-2、証7-3となります。

春木財務省主税局税制第三課長が内閣官房租税特別措置・補助金見直し担当室参事官も兼任されていらっしゃいますので、両方の資料説明をよろしく願いいたします。

○春木主税局税制第三課長 兼 内閣官房租税特別措置・補助金見直し担当室参事官

私から資料証7-2と証7-3を御説明したいと思います。

7-2からです。2ページ目、こちらのリストは、中小企業向けの税制、特に租特をまとめておりまして、特に税減収額が大きいものを太字にしております。上から行

きますと、軽減税率の特例というものがございまして、所得800万円以下の部分につきましては税率19%を15%に引き下げているといったものでございます。こちらはリーマンショック対応の支援策として導入されたものでありますけれども、現状、それが続いているところでございます。こちらの減収額で見ますと、右にあります、特例部分で1,885億円の減収になっております。

真ん中のところ、賃上げ促進税制になりまして、こちらは減収額が3,330億円。また、投資関係で2つございまして、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制がありますけれども、合わせますと1,400億円強の減収額になっているところでございます。

3 ページ目、2 年前にもこちらのEBPM専門家会合で中小企業関係の御議論をいただいております、その際のレビューも入れております。まず、そもそも資本金1億円という基準で切っておりますけれども、一括りに資本金で中小企業税制の適用を見ることが妥当なのかどうかと御意見をいただいております。

4 ページ目、1 億円以下に減資するというような法人のデータも出ておりまして、毎年度1,000社程度が1億円以下に減資しておるといった企業データがございまして、そのうちの半分ぐらいは黒字企業であるといったところも見られるところでございます。こういったことを受けまして、もともとの租特の適用の可否をどのようにすべきか、1億円以下であるということに加えて、上乗せで要件も必要で、入り口の所でいろいろ見ていく必要もあるのではないかという問題意識がございまして。

5 ページ目、軽減税率について、2 年前の専門家の方々の御意見の紹介です。リーマンショックの際の経済対策であったということですが、その役割は終えていると言わざるを得ないという御指摘とか、投資や賃上げに取り組まない中小企業にも効果が及んでいるとか、また所得が大きい中小企業にも減税メリットが生じているということをどう考えるのかと御指摘がありました。

6 ページ目、中小法人等の法人税率の特例の推移でございまして。現行、ピンクの線で中小企業関係の本則が19%といったところがございまして、赤の点線部分が特例措置になっておりまして、平成24年には15%に引き下げられて、それ以降それが続いております。2 年前の改正で、説明文の※印のところのとおり、所得10億円超のところは17%の税率を適用するといった改正が行われているところでございます。

7 ページ目、軽減税率の特例の適用件数のデータで見たところでございます。800万円以下の所得に4%軽減ということで、一律32万円の減税効果を及ぼしているところでございますけれども、赤の棒グラフの欠損法人についてはそもそも効果が及ばないというところでございますし、右の方を見ていきますと、800万円超の所得で32万円一律で減税効果が出ておりますけれども、租特を見ていきますと3,000万円超とか5,000万円超、1億円超といった大きい所得を持つておる中小企業に対しましても32万円減税しており、効果がどれぐらいあるかといったところだと思います。

8 ページ目、令和 7 年度与党税制改正大綱でございます。こちらは、2 年間の延長といったところが決まっております、ただ、特例税率が設けられた経緯等を踏まえまして、次の適用期限の到来時に改めて検討するとされております。それが今年に当たるといことで、年末に向けてどういった制度にするかという議論が必要になるという状況でございます。

9 ページ目、論点が変わりまして賃上げ促進税制の関係でございます。まず概要の説明です。賃上げした企業に対して控除率最大35%を設けているところでございます、条件としましては、雇用者給与で見まして1.5%以上伸びていれば控除率が15%、更に2.5%以上雇用者給与が伸びていれば更に上乗せで15%、女性活躍・子育て支援をしておりますとプラス5%上乗せしているところです。

10 ページ目、足元でもベアが高くなってきているというところの御紹介であります。中小企業関係の方で、青線の300人未満で見まして3.5%程度、99人以下でも3.2%上がっているという状況でございますので、元々の要件としました1.5%や2.5%を平均値で超えているという状況の中で、インセンティブ付けとしての意味がどれぐらいあるかといったところが問題意識でございます。

11 ページ目、適用企業のデータを見てみるといったところでございます。左の円グラフで見ますと、適用企業が雇用者給与ベースで見まして10%以上伸びている法人が半数に上っているという状況で、要件とされている1.5%や2.5%といったものは全体の中でも10%ぐらいしかいないという状況でございますので、この要件自体がかなり低い水準にあると思います。左下の分布図で見ましても、1.5%や2.5%といったところでのバンチングが起こっているように見られないということでございます。

また、右に赤の棒グラフを描いておりますけれども、こちらは非適用企業も入れて分布を見てみたところでございます。源泉徴収の税務データで分析可能な94万社の分布を並べてみたところでございますが、これで見ますと、税制の閾値の1.5%や2.5%でバンチングが起こっておらず、なだらかに逡減しているところでございます。こちらは、後ほどの中小企業庁の説明資料でも類似のデータの紹介もあるのですが、異なる結果を示しております、これらのデータ分布をどう見れば良いのかといったところは論点になろうかと思っております。

12 ページ目、令和 8 年度与党税制改正大綱です。賃上げ促進税制について、大企業向け措置は適用期限を待たずに廃止するというのが決まりまして、中堅企業向け措置につきましては適用期限をもって廃止するといったことで、来年の3月末での廃止となっております。中小企業向け措置につきましては、「防衛的賃上げに取り組む企業にも配慮し」とありますが、令和 8 年度は現行制度を維持しまして、「期限到来時に適用状況等を踏まえ、必要な見直しを検討する。」となっておりますので、今年年末に見直しを検討しなければならないという状況でございます。

13 ページ目、論点が投資税制に変わりまして、2 年前の御意見の紹介です。インセンティブ措置としての機能が発揮されるように適用要件を見直す必要があるのではないかという御意見や、EBPM を実施するために、データ収集などの整備が必要であろうという御意見をいただいております。

中小企業向けの投資促進税制の制度概要を14ページ目でまとめております。2 つタイプがありますけれども、中小企業投資促進税制が1 階部分でございまして、こちらは機械装置やソフトウェアを購入するといったことで、特に上乗せ要件なく租特が適用されるといったもので、緩い要件設定になっております。

2 階部分の中小企業経営強化税制につきましては、経営力向上計画の認定が必要という要件を課しております。例えば、A 類型というものになりますと、経営力向上の指標が旧モデルと比較して年平均1 %以上向上するといったものが要件に課されておりますので、こちらの方はいろいろと要件を上積みして条件をある程度厳しくしているという租特になっております。

次に、資料証7-3に移りまして、今年、日本版DOGEという見直しの取組を政権として進めており、今年特有の事情がありますので、その御紹介をしたいと思います。

2 ページ目、令和8 年度与党税制改正大綱の書きぶりでございます。租税特別措置につきましてゼロベースで見直すといったところでございますけれども、EBPM に基づく適切なデータを用いた分析・検証が必要であるという御指摘をいただいております。

3 ページ目、租税特別措置・補助金見直しの動きでございます。その担当大臣に片山大臣が任命されており、4 月に開催された租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚及び副大臣会議で、大臣から、税制改正要望に向けまして、租税特別措置について自己点検を各省で行ってくださいといったことをお願いしたところでございます。また、見直しをする際には、要求・要望の段階で取り組んでほしいといったことも要請をしたところでございます。

4 ページ目、各府省庁における要求・要望に向けた自己点検の視点といった4 月の副大臣会議の資料ですが、特に租税特別措置については③がポイントだと思います。企業・個人の行動変容に結びついているのか、政策効果を定量的に検証すべきといったところをお願いしております。

5 ページ目、租税特別措置等の各府省自己点検についてのスケジュール、自己点検のお願いをしたのが4 月になりまして、6 月下旬頃で自己点検結果を公表する予定でございまして、現状、足元で全て各省から結果が公表されておるという状況でございます。今回やっております租税特別措置の見直しの対象ですけれども、下に書いております「令和8 年度末までに期限が到来する措置」といったところで、国税で50程度、

地方税で70程度、合計で120程度の措置が見直し対象になって、今作業が進んでいる状況でございます。

6 ページ目、7 ページ目が、国税の47の自己点検措置を羅列しております。これは御参考までです。

8 ページ目、6 月末までに各省から自己点検結果が出されておりました、それを受けての片山大臣の御発言です。真ん中に記者の発言がありますけれども、結果としましては120件あった見直し対象のうち廃止と決まったものが1件にとどまったという状況でありまして、大臣からは、「我々査定官庁から見て是認されるものでは全然ありません。」というコメントが出ているところでございます。

私からの資料説明は以上です。

○赤井座長

ありがとうございました。

続きまして、中小企業庁にお越しいただいておりますので、御説明をお願いしたいと思います。資料は証7－4です。中小企業庁事業環境部、森財務課長、伊万里企画課長、よろしくお願いいたします。

○森中小企業庁事業環境部財務課長

資料証7－4に沿って御説明いたします。担当課長がもう一人おりますけれども、まとめて私から説明したいと思います。

先ほど言及のありました、特に1 ページ目にあります4 点の中小企業関連税制措置について御説明をしたいと思っております。この4 税制は、先ほど説明もありましたとおり、今年末に期限が到来するものということで、政府の方針に従いまして、総点検、自己点検を弊省において実施をいたしまして、その結果を6 月30日に公表いたしております。そのため、本日の説明におきましては、総点検、自己点検の結果を踏まえて御説明をしたいと思っております。

2 ページ目、本日説明したい4 税制についての総点検において公表した基本的な見直しの方向性を記載しております。

個別にもう少し説明したいと思います。3 ページ目、まず中小企業向け賃上げ促進税制でございます。詳細は避けられますけれども、現在、全雇用者への給与総額の増加額の一部を法人税から控除できるということで、1.5%ないしは2.5%という控除割合を変えるところの水準を設けております。適用件数は27万件となっております。

その上で、短期アウトカムといたしましては、インフレ率を超える賃上げの実現というものを掲げた上で、これは全ての省庁がそうではないかもしれませんが、我々として中長期でも何を目指していくかということを併記させていただいております、実質賃金年1%程度の上昇というものの、これは骨太の方針等でも言及がされている水準となっております。

その上で、基本的な見直しの方向性として、下段に書いておりますけれ

ども、中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略の方針を踏まえまして、積極的に賃上げを行う者を後押しするため、期限到来時に適用状況等を踏まえて必要な見直しは行ってまいりたいと思っております。「稼ぐ力」強化戦略については、資料には盛り込んでおりませんが、後ほど若干補足をさせていただきたいと思っております。

4 ページ目、それ以外の3 税制について、一番上が軽減税率の特例措置でございます。年800万円以下の所得金額について19%から15%ないしは17%に軽減されているものでございます。これは適用件数が非常に大きく、110万件ということで、我々としては非常に影響の大きい税制ではないかなと思っております。その中で、短期アウトカム以外に中長期アウトカムとして労働生産性の向上を掲げておりますのも、全体の我々の政策の検討の中で設定しているものですので、後ほど若干補足をしたいと思えます。

2 つ目が中小経営強化税制でございます。これは中小企業等経営強化法という法律に基づく認定を受けた計画に基づく設備投資について即時償却または税額控除を認めるということでございまして、適用件数は約2 万件という形になっております。

3 点目が中小投資促進税制でございます。こちらは計画を要さず、広く活用しやすい形になってございまして、適用件数が約5 万件となっております。

後ほど御説明すると申し上げました「稼ぐ力」強化戦略というものについて、若干言及させていただきたいと思えます。後ほど軽減税率のところにも出てきますけれども、中小企業においては全般的にコロナ禍からは好転の兆しはある一方で、日本商工会議所からも若干言及があったと記憶しておりますが、コストプッシュ型のキャッシュフローの毀損と言いますか、別の言い方をすると、人手不足とか物価の高騰などが経営の重石になっている面があると思っております。

そうした中、政策としては金利のある世界に対応して、稼ぐ力を高めて、強い中小企業を成長させる、そのための挑戦をサポートしていくことが非常に大切ではないかというのが、現在、中小企業庁が考えている政策の大きな方向性となっております。そうした観点から、私どもの方では6 月24 日に、少し長い名前ですが、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の『稼ぐ力』強化戦略」を制定して公表いたしております。

考え方といたしましては、先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、労働供給制約社会の中では、人も中小企業も、単に数だけではなく、それよりも質であろうと。したがって、経済の供給力強化のため、強い中小企業をつくる必要があるという考え方の下、そのために必要な戦略を取りまとめたものでございます。

全体としては、その流れの中で、戦略の公表に先立つ形で、3 月の時点でございしますが、中小企業政策の新たなKPIを設定いたしまして、その中の一つといたしまして、今後5 年間で中小企業の労働生産性を15%向上させるということを中長期的な目標と

させていただいております。

当然のことながら、特に4ページ目で挙げているような3税制、これらの税制措置だけでこうした目標が達成できるとは思っておりませんし、そのように考えることも適切ではないと思っておりますが、我々が個々に講じていく予算措置や税制措置が中小企業政策全体の中では一体何に向かっていくのかということを明確化するという観点も踏まえまして、中期アウトカム、長期アウトカムとしては労働生産性を5年間で15%向上させるといったKPIと言いますか、水準も併せて提示をさせていただいているところでございます。

今説明をいたしました3税制につきましては、下段に書いておりますが、いずれも政策効果を高める観点からの見直しの検討が必要であると我々としては考えております。

個別にもう少し説明をさせていただければと思います。6ページ目、まず賃上げ促進税制に関してでございます。春闘の回答結果を見ますと、2025年の中小組合の賃上げ率は4.65%となっております。これは定期賞与分を含んだ数字となっております。加えまして、組合の組織率は16%程度といったデータもございまして、その他84%の方の賃上げ率は含んでいないことを踏まえまして、我々といたしましては、これは実際よりも高い賃上げ率になっている可能性があるのではないかと考えております。

7ページ目、従業員数5名以上の企業全体の名目賃金上昇率を見ますと、25年は2.3%となっております。更に5人以上29人以下の企業では2.1%となっております。

こうした中、我々といたしましては、先ほど申し上げた政策の検討の方向性として、こうした足元の賃上げ率の動向を踏まえまして、令和9年度の改正におきましては、現状設定しておりますのは賃上げ率1.5%といった2つの要件でございますけれども、こうした賃上げ要件についての見直しを行い、より積極的な賃上げを後押ししていく必要があろうと思っております。

その上で、8ページ目、我々の方では、差の差分析をさせていただきました。2023年度に本税制を適用した中小企業と非適用企業、適用した者としていない者につきまして、差の差分析により比較をしております。上のグラフ、適用をした企業の方が1人当たりの給与額、ないしは下のグラフであります給与総額、いずれも大きく増加をさせている、非適用企業と比べると一定の差が生まれているように見えます。こうした結果から、賃上げ税制により賃上げが促進された可能性が示されているのではないかと我々としては考えております。

9ページ目、資料証7-2のところで明確なバンチングが見られないとの御説明があったところでございますが、我々で入手できるデータで行った調査によりまして、賃上げ率1.5%前後で31%、2.5%前後で44%といった企業数の増加が見られまして、一定の税制の効果が示唆されるのではないかと考えております。

その上で、資料証 7-2 の資料は、これは n 数が非常に大きい調査で、我々の入手できなかったデータによる分析ということで大変尊重する価値があるかなと思っております。

せっかくの機会でございますので、委員や先生にも御意見を頂戴したいのは、資料証 7-2 の 11 ページ目を見ていただきますと、例えば左下の図では 2.25% 辺りがへこんでおりまして、逆に 3% 以上や 3.25% 以上のところに山があるようにも見える。他方で、適用企業に限らない右側の図を見ていただきますと、全体的に右肩に下がっていると言いますか、2.5% 以降にはそうした山が見えないところでございます。我々はデータがなく、そういう意味では今回初めてこういう分析を拝見させていただいて、大変貴重なものだと思いますが、例えば 2.5% ぴったりではないとはいえ、2.5% を超えたところに山があるという点について、税制の効果をどう考えるのか、一定の効果が見えるという可能性もあるのかというところにつきまして、専門家の皆様の御意見もいただければ大変ありがたいと思っております。

11 ページ目、軽減税率の関係でございます。110 万件ということで、財政基盤の維持・強化等をしつつ、あわせて生産性向上に取り組む中小企業を後押しするものとして考えております。短期アウトカムといたしましては、資金繰りとか業況判断 DI は達成済みである一方で、コロナ禍で若干落ち込みがあったということもあるのかもしれませんが、上の①の売上高については、なお制度導入前の水準への回復途上にあるかと思っております。

また、日本商工会議所からも言及があったと思いますが、資金調達手段が乏しい中小企業にとっては、成長投資とか賃上げに踏み切るための貴重な原資になっていると思っております。別途我々が行ったアンケート調査でも、本税制で増加したキャッシュフローを設備投資とか賃上げ等の雇用に活用したというお声が大変多くなっているところでございます。いずれにせよ、政策効果を一層高める観点から、必要な見直しは行った上で延長したいと考えております。

次に、設備投資関連の中小企業経営強化税制、14 ページ目以降でございます。

15 ページ目の左側が短期アウトカムとなっております。これは、計画内容に基づいて設備投資を行うことで、資本生産性の向上につなげていきたいと考えておりまして、3% の向上を目標水準としております。令和 4 年、5 年度の実績ベースでは 1.8% でございますので、メリハリをつけながら更なる取組強化が行えないかと考えております。

16 ページ目、本税制につきましても、税制の適用者と非適用者における資本生産性について差の差分析を行っております。適用企業の方が 1.8% ということで、非適用企業と比べますと大きく上回っている。しかしながら、まだ目標水準には達していないと評価をしております。したがって、本税制については、生産性の向上の投資

を促す観点から、メリハリをつけた見直しを行い、インセンティブの強化ができないかという考えでございます。

最後、17ページ目以降、中小企業投資促進税制でございます。こちらにつきましては、認定を要さないということで、ある意味、経理体制が脆弱な中小企業を含めて幅広く活用しやすいものとなっております。そのため、本税制につきましては、左側でございますが、適用事業者における資本装備率の向上を短期的なアウトカムとして設定しておりまして、過去年度の実績ベースと同等の水準を達成することを目指したいと考えております。

これにつきましては、19ページ目、これも適用者、非適用者の今度は資本装備率についての差の差分析を行っております。これを見ますと、適用企業の方が非適用企業の約2倍で、積極的な設備投資による生産性向上を後押しする効果が出ているのではないかと考えております。

また、2年前のこの場におきまして御説明をさせていただきましたが、本税制の認知度は適用事業者においては100%となっております。税制の利用者全てが認知をして活用しているということではないかと思っております。

要件を満たせば原則適用可能であるという、税制の予見可能性というお話が先ほどありましたけれども、本税制につきましても中小企業が設備投資に踏み切るための動機付けとなっております。これは異なる制度設計による2つの税制が組合せないしは使い分けということで投資を促進している、そのために必要なものであると考えております。

別途のアンケート調査、先ほどの2つの税制をまとめたアンケート調査でございますが、設備投資の導入決定に中小企業経営強化税制や中小企業投資促進税制が影響したといった回答が約4割あったという結果も出ているところでございます。政策効果を高める観点からの見直しを行った上で、延長を考えていきたいと要望しているところでございます。

以上でございます。

○赤井座長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御意見等をいただきたいと思います。今説明いただきました租税特別措置の適用実態及び中小企業税制、両方について御意見をいただきますが、それぞれどちらの意見かを明示していただいて、御意見をいただければと思います。

御意見や御質問がある場合には、会場で御出席の方も含め、画面上の挙手ボタンを押してください。発言順につきましては、私から指名させていただきますので、指名された方は、会場の方は卓上マイクをオンに、オンラインの方はミュートボタンを解除して御発言ください。

熊谷委員、お願いします。

○熊谷委員

最初に、2つのテーマに共通することを申し上げたいと思います。議論の出発点として、租税の大原則は公平・中立・簡素であり、その大きな柱の一つが広く薄く課税するということです。すなわち課税ベースをなるべく広げて税率を引き下げるということであって、その意味では、租税の大原則に対する極めて例外的な措置として政策減税等が認められるのだという点をまず出発点として肝に銘じる必要があるのではないのでしょうか。

EBPMに関しては、基本的に挙証・立証責任は要望する側にあり、大原則はやはりサンセットでございます。データ整備等も含めて、政策減税等を要望する時点で、事前にしっかりと要望した側が挙証・立証できるような仕組みを、データ整備等を含めてビルトインすることが必要であると考えます。

以上の点を申し上げた上で、まず租特に関してでございます。租特透明化法の制定時から、補助金のルールや諸外国での公表ルールも変わっているわけでございますので、租特においても基本的な方向性としてはイコールフットィングを進めていく必要があります。また、企業側の自発的なディスクロージャーにおいても、租特の適用を公表している企業もございます。透明性を高めていくことやEBPMの観点から、公表の取組をしっかりと進めていくことは極めて大きな意義があるのではないかと考えます。そういう意味では、無作為に付番した法人コードというのは、やはり経年変化が追えないわけですから大きな問題があります。

こうした観点から、私の所感としては、これは高市首相もおっしゃっていますが、何かができない理由を挙げるのではなくて、どうすればできるのかということを考えていくこと、これが高市政権の基本的な考え方だと思いますので、例えば、幾つかの弊害があったとしても、価格の転嫁などについても他の方策でその弊害を是正することができるのではないのかという発想が重要です。また、冒頭申し上げた通り、租税の大原則の例外であるということを考えれば、一定の不利益が生じることはあり得べきことであって、租税の大原則を守ることと一定の不利益、その不利益というのが全体の中で何割ぐらいのウェイトを占めているのかという問題もあると思いますが、その辺りの比較衡量をしっかりと行っていくことが肝要ではないのでしょうか。

中小企業の税制に関しては、中小企業庁から自己点検の結果の御説明がございましたけれども、忌憚なく申し上げれば、これは分析が極めて不十分であって、税制の効果があつたかどうかの因果関係までをしっかりと説明しているものではないと思います。様々な施策が事後的なインセンティブになっていないのか。大事なことは行動変容であり、本当に企業に行動変容を促したか否かという観点からは、若干、言葉は悪いですが、追いついていない可能性がある可能性が相当程度あるのではないかと感じました。

資料証 7-4 に関して若干申し上げますと、3 ページ目で、短期アウトカム、中期アウトカムと書いてありますが、これも先ほどと同様、因果関係とか行動変容が示されているものではないと思います。また、実質賃金に関しては政策的に 1 % 程度押し下げられている部分があるわけですから、言ってみれば追い風参考記録であって、その辺りを含めて、今、実質賃金が上がっているから、それがこの税制の効果だと結論付けるのは少し無理があるのではないのでしょうか。8 ページ目とか 16 ページ目でもそういう印象を受けました。

それから、4 ページ目で、せっかくの機会ですので 1 つ御質問させていただきたいのですけれども、労働生産性全体の向上について 15 % という目標を掲げていらっしゃるんですが、例えば、様々な施策が何 % ポイントずつ寄与するとか、そういう積み上げたものなのか、それとも 15 % というのは腰だめの数字なのか、この 15 % の根拠とかブレークダウンみたいなものがあれば、是非教えていただきたいところです。

また、全体的に効果検証に必要なデータが不足している状況だと思いますので、データの収集には大きな課題が残るのではないのでしょうか。税制の適用には必要となるデータを提出してもらうといった、かなり抜本的な改善が必要であると考えます。

財務省の資料証 7-2 に即して若干コメントさせていただくと、3 ページ目、4 ページ目の辺りですが、資本金 1 億円以下への減資を行う企業が増えているというのはゆゆしき問題ではないかと思います。

6 ページ目で、リーマンショックの特例がずるずると続いておりますが、本来的には冒頭申し上げたようにサンセットなわけですから、これもやはり非常に大きな問題ではないかと感じます。

7 ページ目に関しては、右下の部分で、所得の多い企業に対する効果は疑問だと思いますし、また、中小法人全体の 6 割を占める欠損法人に効果が及ばないという点も留意しておくべきポイントです。

それから、10 ページ目で、これらの要件は、これだけインフレが進んでいる中でそれを加味していないわけですから、要件が低過ぎるのは明確であり、インセンティブとしての意味がないのではないかという点は真剣に検討する必要があると思います。

私からは以上でございます。

○赤井座長

ありがとうございます。

佐藤特別委員、お願いします。

○佐藤特別委員

順番は前後しますが、まず中小企業税制についてです。熊谷委員から御指摘のあった資本金 1 億円以下への減資のところですが、恐らくこれは外形標準課税の影響もあるので、なぜ減資が起きているか、要因は気をつけたほうが良いと思います。

これは何度もこの会合など色々なところで申し上げますけれども、中小企業の

定義をそろそろ見直したほうが良いだろう。資本金というのは、要するに手付金です。ですから、これで中小企業を定義するのはいかなものかということです。例えば、海外であれば売上げといったものが基準になっていることもありますので、是非その辺はこれを機会に抜本的な見直しを考えられるといかがですか、ということです。

それから、賃上げ税制についてこれからどうするかという話だと思うのですが、ある意味ハードルを少しずつ上げていく。例えば、賃金率がこれから上がっていく、あるいは物価の上昇ということ踏まえると、必ずしも基準を1.5%と固定する必要はなくて、全体の動向を見ながら賃上げ税制適用の基準を引き上げていくといった柔軟な対応もあって良いと思います。最近、税制というのは物価に連動させて変えるものだということが常態化していますので、租税特別措置の中でもそういうことを取り組んではいかがですかということです。

もう一つ、中小企業税制について、先ほど御指摘のあったバンチングがある、ないという話です。こういうデータを出して議論するというのは非常に良いことだと思います。特にバンチングとか差の差分析というのが当たり前のように出てくるといことは、私がこの議論を始めたときには信じられないことであつたので、隔世の感がありますし、こういうEBPM会合をやるというのは1つ意味があるかなと思っています。なぜこれをわざわざ言っているかということ、法人税だけではなく、他の税制にも是非こういう議論を広げていけたらと。例えば、法人関係では事業承継税制とか所得税も含めて考えていかれてはいかがですかと。これは一般論です。

バンチングがあるかないかというところで、財務省のデータと中小企業庁のデータに違いがありますねというのは、そこだけを見てもよく分からなくて、企業の属性をそろえないと分からないと思うのです。つまり、1.5%あるいは2.5%前後のところの企業の属性が全然違っていれば比較する意味がないのです。ですから、これはよく実証でやることですけれども、その辺は企業の属性をコントロールするか、似通った属性を抽出していくことが必要かなと思いました。

あと、これは御指摘が色々な先生があると思いますが、税制の適用企業、非適用企業というグループ分けをすると、そもそも賃上げをしたから適用しているわけなので、因果関係が逆ではないですかという議論が出てくるといことです。他方で、知らない中小企業が多いということで、それが非適用になっているとすれば、これは外生的と言いたくなるのですが、それはそれで租税特別措置としてはどうなのかなと。先ほど日本経済団体連合会からお話がありましたけれども、租税特別措置の良いところは予見可能性だということであれば、知らないところで予見できていないということになりますので、その辺は考えられたらいかがかなと思いました。

最後に、租税特別措置の適用実態のところでは、名前を公表するかどうかという議

論の前に、実態を把握するかどうかという話は違うと思うのです。特に、これから租税特別措置の効果を検証したいというのであれば、例えば研究開発税制を一個取ってみても、これが一体どんなことに使われて、どんな取引が促されてとかを知りたいはずなのです。そうしないと効果は検証できない。幾ら使ったかは分かるけれども、これで何が生まれたかを知るためには、何に使われたかを知らなければならないはずです。なので、ある意味お金の流れの見える化をやっていくというのはあってしかるべきです。

もちろん色々と経営上の秘密事項もあると思うので、把握をするということは即公表するということを意味しない。ただ、色々な意味でこれから分析していく中で、特に税務データを使って分析をする中で、できるだけお金の流れを、租税特別措置による軽減措置が一体どんな投資に流れていったか、どんな効果、どんな使途があったのかということ把握していく必要があるだろう。

公表するかどうかということについては、確かに一定の期間を置いてからというのはあっても良いですし、少し数字を丸めたほうが良いのではないかとしたら、そうかもしれないということになりますので、把握する話と公表する話は区別されたほうが良いかなと思いました。

以上です。

○赤井座長

ありがとうございました。

宮本先生、お願いします。

○宮本一橋大学経済研究所教授

私からは、コメントが1点と質問が1点、大きく2点触れさせていただきたいと思います。

まずコメントについてです。賃上げ税制の効果について、財務省の資料証7-2の11ページ目に今回データが示されていますが、法人税の申告データと源泉徴収のデータを基に分析をされており、サンプルが約94万社と非常に大きな分析になっているかと思います。

1.5%の基本要件と上乗せ要件2.5%のところで、この図によるとバンチングは見られないということです。この結果からすると、少なくとも企業の行動変容という点において、この税制が何らかの効果をもたらしたかという、そうではないことが示唆されるのではないかと考えております。

この分析を高く評価している点は、アンケートではなく、税務データや源泉徴収に関する行政データを使っており、まず標本数が非常に大きいということです。また、制度上の閾値である1.5%、2.5%を基に分析されているところも高く評価できるのではないのかと思っています。こうした法人税や源泉徴収に関するデータを組み合わせることによって、企業の賃上げの実態を把握するという取組自体、非常に画期的では

ないのかと思っておりますし、まさにEBPMの専門家会合で議論されるべき内容だと高く評価をしております。同時に、せっかくこういうデータセットがありますので、今後の政策効果の検証にも活用していくことが非常に重要ではないかと考えております。

例えば、企業の賃上げに、税制以外のどのような要因が作用しているのかを分析することもできると思います。また、税制を適用できない赤字法人においても、利益計上企業と同様の賃上げが見えているのかどうかといった点も検証するべきだと思います。さらに、マクロで見た賃上げの動きと企業全体の賃上げの分布がどのように連動しているのかといったことも、こうしたデータを見ることによって検証できるのではないのかなと思っております。

一方、中小企業庁からも資料の9ページ目にグラフが示され、バンチングのようなものが見られるというご説明がありました。ただ、厳しい言い方をすると、このデータからどこまで結論を導けるかについては、慎重に考える必要があるのではないかと考えております。脚注を見ますと、今回のサンプルは1,242社ですが、賃上げ率0.5%未満の企業が487社、賃上げ率6%以上は404社となっていますので、このグラフに示されている企業数は350社程度ということになります。したがって、サンプルは非常に小さいと言えます。

1.0%~1.5%というビンと、1.5%~2.0%というビンで31%増となっているのですが、企業数は正確に把握できないものの、1.0%~1.5%の給与総額の対前年比増加率の企業数が25社ないし26社程度で、1.5%~2.0%の企業が34社程度と見受けられます。確かに31%増と言われると非常に大きい数字のように見えますが、実数の差としては10社未満です。同様のことが2.5%のところでも言えるので、非常に少ないサンプルを基にした結果となっています。先ほど佐藤特別委員から属性をそろえて見るということが非常に重要だという御指摘があり、まさにそのとおりだと思います。ただ、そもそものサンプルが非常に少ないため、この結果からバンチングがあったと判断することには慎重であるべきではないかと思えます。

確かに、財務省の資料と中小企業庁の調査では測定概念が異なっていますので、厳密に比較することはできないのかもしれませんが、ただ、94万社のサンプルと350社のサンプルを比較したときに、どちらの結果を重視するかと言われれば、私であれば、財務省のデータの方が信頼性は高いと判断するのではないかと考えております。少し厳しい言い方になりますが、そのように考えております。

2点目の質問は、租税特別措置の企業名公表についてです。先ほど、企業名を公表することによって不利益が生じる可能性について、具体的な例をお示しいただいたと思います。加えてお伺いしたいのですが、そうした具体的な不利益が生じることについて、どのような根拠に基づいて検証されているのか、もう少し詳しく教えていただければと思っております。

また、減税額が公表されることによって税務情報が類推されるという点については

理解できる部分がありますが、それによって具体的にどのような影響が出るのかについてお伺いしたいと思います。例えば、企業のタイプとして、経営体力が強い企業で生じやすいのか、あるいは弱い企業で生じやすいのか、そういった点についてもお考えをお聞かせいただければと思います。

もう一点、国の補助金との関係でもお話を伺いたいのですが、国の補助金については、採択先または交付先の法人名や、どの程度の決定額なのかといった情報が公表されているかと思っています。補助金の受給企業について、こうした情報の公表によって実際にどういった不利益が生じているのか。仮に大きな不利益が生じていないのであれば、政策支援という観点では、補助金と租税特別措置は似ている部分もございますので、なぜ租税特別措置については特別な扱いをする必要があるのか、その合理的な理由についても併せてお聞かせいただければと思います。

私からは以上です。

○赤井座長

ありがとうございました。

神山先生、お願いします。

○神山東京大学大学院法学政治学研究科教授

私から、まず租特の透明化、企業名の公表について申し上げたいと思います。

企業名の公表というのは、租特や補助金の見直しの機運が高まっている今日、租特の透明性の向上を目的とする措置でありまして、社会的に意義が高い対応と考えられます。先ほど御懸念がありましたが、もし仮に企業名、個社名が公表されることに懸念があるのであれば、そもそも租特の適用を選択しないという自由も企業にはあります。租特の適用を選択しなくとも、原則的な損金算入や減価償却等は法人税法上、当然に認められます。原則的な損金算入や減価償却等を超えて、上乗せで補助金同様に金銭的な恩恵を受ける租税特別措置について適用をするか、適用をしないかは、各企業の自由に委ねられております。特別な企業秘密等が租特の適用額で露見してしまうということであれば、そこのバランスを取って、租税負担軽減という租特の恩恵を取るのか、企業秘密の保持を優先するのかということは経営上の判断として尊重されている、各企業の自由に委ねられているというところは強調しておきたいと思います。

本措置は、そもそも透明性の向上が目的であります。先ほど公表について何か制裁のようなことが懸念されるという御意見もございましたが、本措置は企業への制裁ではないという点を政府当局側も広く周知をすることが重要であると考えます。例えば、くるみん、プラチナくるみんのように、優良な企業について公表している例もございますので、そのような制度も参考になろうかと存じます。

さらに、施策の財源を捻出するために国民に広く負担をお願いするという意味では、補助金と租特による税制優遇措置は共通しております。補助金とのバランスを考えれば、租特についても基本的に補助金と同様に公表することが、将来的に社会の向かっ

ていく方向だと思われます。

租特の透明化のためには補助金同様に公表が原則望ましいわけですが、一方で、修正申告の問題など実務的な課題もあります。執行面での企業及び行政の実務的な負担を考えまして、既存の適用実態調査において上位10社は既に把握できていることに鑑みて、差し当たり最初は、少なくとも上位10社について公表することが現実的な進め方かと考えます。既に把握できている上位10社の企業名の公表については、企業及び行政双方にとって実務上の負担が極めて少なく、今やっている業務フローで全て執行可能であると理解をしております。

次に、中小企業税制の政策目的について一言コメントさせてください。中小企業税制の中期、長期のアウトカムについて、異なる税制措置を複合的に使うのだという話がありました。労働生産性の向上という同一の政策目標が掲げられていますけれども、各措置について政策目的の整理が不十分であると考えられます。労働生産性の向上と言っておけば、何でも取り込めてしまうわけです。先ほどブレイクダウンした方が良いというご指摘がありましたが、その通りだと思います。どの施策で労働生産性をどれだけ積み上げたいのかということ、少なくとも明示すべきであります。労働生産性の向上は重要ですが、労働生産性向上につながる効果的な租税優遇措置があれば、費用対効果を考えますと、その他の効果が弱い租税優遇措置は削減しても良いわけですね。その辺りの検証も必要ではないかと思えます。

さらにデータの話がありましたので、3点目としてデータの話です。これは以前から私は申し上げておりますように、EBPMのためにデータが不足しているのであれば、租税特別措置の減税という便益を享受するための法令上の要件として、EBPMに必要なデータの提供を求めるという手続面での法令の整備が必要ではないかと考えております。

さらに、事前登録（pre-registration）の話も以前から申し上げておりますが、今回自己点検を実施されたのはとても良いことと存じます。一方で、ポリシーありきでエビデンスを後から作るというポリシー・ベースト・エビデンス・メイキング（Policy Based Evidence Making）にならないように、税制改正要望の段階で、今回まさに税制改正要望をされる段階で、次の期限到来までにこういったデータが必要なのか、こういうデータがあればちゃんと効果が検証できますということを税制改正の内容と併せて、こういったデータが必要であるかということをお示しいただくことが重要であります。

今回、中小企業庁は頑張られたと思います。ただ、これで満足されるのではなく、次のフェーズに進む段階だと思っております。具体的には、数年後の効果検証を見据え、今回の分析では入手できなかったデータについて、「次回の効果検証のためにどのようなデータが必要なのか」を予め表明していただくことが重要ではないでしょうか。そうすることで、次の2年後、3年後の効果検証の際に必要なデータをあら

はじめ収集できるようになります。例えば、租特の適用を選択する企業に対して、効果検証に必要なデータの提出を求める手続規定を整備すれば、次回以降、より精度が高い分析や政策立案が可能になると考えます。

事後的な恣意的分析を防ぐ観点から、自己点検の段階になって何か作ってくるのではなくて、要望段階、今回のこの段階で、次の点検にこのデータが必要です、こういった分析手法をしますということをあらかじめ宣言していただき、登録していただくというのがより中立・公平な税制改正、EBPMにつながるのではないのでしょうか。

賃上げ税制は、既に先生方が御指摘されておりますが、1点だけ補足させていただきます。物価上昇率について、生鮮食品を除く総合指数を確認してまいりましたが、2026年6月は1.6%、7月は1.8%です。一方で、先ほど御指摘がありましたように、物価の安定を担う日銀が重視しているコア指標というものがございまして、これは生鮮食品、特殊要因を除く指数、いわゆるガソリン補助とか電気・ガスの補助を除いた指数を見てみますと、26年6月は2.6%、7月は2.3%になっています。そうすると税制の要件になっている1.5%水準というのは実質ベースで賃下げの水準ということになります。コア指標をベースにすると、実質賃下げをしている企業にまでどうして税制優遇という形で補助をしなければいけないのかというところは厳しく見ていく必要があるかと思えます。そういう意味では、指標は何が良いのか、ガソリン補助など特殊要因を除いたコア指標で見るべきではないかということも含めて御検討いただくのがよろしいかなと存じます。

最後に、対照群の設定の話です。佐藤特別委員も御指摘されていましたが、中小企業経営強化税制とか中小企業投資促進税制のところ、資料ですと16ページ目、19ページ目の辺りで、税制適用者と非適用者の比較の手法には因果推論上の欠陥が存在しているのではないかという指摘は、その通りだと思います。

先ほど御指摘がありましたように、税制のおかげで生産性が上がったのではなくて、元々投資余力がある優良な企業が税制を適用しただけの可能性もあります。

プロペンシティ・スコア・マッチング（PSM）を使ったDIDをしないと、あまり意味のある分析にはならないのではないのでしょうか。企業の質をそろえるという話がございましたが、PSMというのをしたほうが良いのではないか。そのためにデータがないということであれば、是非要望段階で、数年後の効果検証を見据えて、どのような追加データがあればプロペンシティ・スコア・マッチングができるようになるのかも併せて御検討いただくのが、次の段階に進むということで生産的な議論ができるのではないかと感じております。

以上でございます。

○赤井座長

ありがとうございました。

中空委員、お願いします。

○中空委員

税制を考えると、新たに導入したり、検討したりというときもそうなのですが、企業の行動変容を促すということを多くの先生方はおっしゃっていて、そのとおりだと思います。その上で、国の目指すべき方向に持っていくということもあるのだと思います。例えば、中小企業は我が国にとって大事であるとか、賃上げは今の日本にとっては一丁目一番地だということもそのとおりなので、この税制そのものが駄目だとは思わないです。

しかも、今みたいに租特とかを見直しましょうということが、他の政策に使うための財源探しみたいなどころがあると、余計見間違っているのではないかと考えてみると、問題ありきで接するのはどうなのかということを前提として思っていて、その気持ちはあまり変わらないところです。

さはさりながら、御説明をお聞きしていて、税制の効果があつたということを部分的には思うのですが、全体的に効果があつたのかというと、しっくりこないものが多いのはなぜだろうと考えてみました。最終的には、税制の変化によって日本がダイナミックになったとか、日本の競争力がうんと上がったのだということがないからなのだと思うのです。細かく変わったというものはあるのですけれども、大きな成果を得られていない。つまり、アウトカムにはなっていないということなのかと思います。ということで、やはり厳しく見直すことや、あるいは期限があるのに期限を守らないとか、効果がないものはやめて、見直して、他のものにしていこうとか、そういう抜本策が必要ではないかと思います。

中小企業向けの投資促進税制の御説明をいただきました。たとえば、中小企業投資促進税制は広く薄くもっとやっていく、その一方、中小企業経営強化税制に関してはメリハリをつけて大胆に変えていくということも考えてよいのかなというふうにお聞きしました。

あと、租特に関しては、個別企業の開示はどうするのかというお話がありましたが、そもそも個別企業の開示をしなかったことの方がむしろ問題に聞こえました。開示することが競争力の阻害になるのか、よく分からないと思います。国に選ばれて資金を得られるということはむしろ競争力に見えるし、強いということになると思うのですが、それが阻害になるということであれば、リターンに責任がないからもらっておきましょうというように聞こえてしまうということになります。個別企業の開示というのは、透明性の観点、様々な観点で、やらない理由を探す方が難しいのではないかと思います。

また、変だなと思ったのは、むしろ同じ企業なのに付番を変えてきたことがあるというこれまでの国の配慮の方です。奇妙に聞こえてなりません。今まで出てきた税制が甘いということ、その甘さと裏腹になるということは避けなければいけないので、例えば数字を丸めて開示するということに関しても、それが効果分析の弊害になると

か、あるいは割とざっくりと、例えば300万円から1,000万円までという切り方だと、できるだけ1,000万円をもらおうというインセンティブになってしまうとか、変な誘因にならないかということも併せて懸念される、とお聞きしました。

私からは以上です。

○赤井座長

ありがとうございます。

奥平委員、お願いします。

○奥平委員

コメントが1点と質問が2点ございます。

まず1つ目のコメントですが、資料証7-2の11ページ目について、先ほど中小企業庁から、左下の図は税制適用のある企業であって、右の図は全数調査であって適用されていない企業を含むものという御説明がございました。

経済学には、スタティスティカリー・シグニフィカント、「統計的に有意」という概念と、エコノミカリー・シグニフィカント、「経済的に有意」という概念がございます。右の全数調査の分布図から判断いたします限り、一つ言えることとしては、今回の賃上げ税制に関してはエコノミカリー・シグニフィカント、つまり経済的に有意ではなかったのではないかと。全体の大きなデータを見る中では特にバンチングが見られないということですので、適用企業と非適用企業の全て込み込みであっても大きな趨勢にはなっていないのではないかと思います。

私の意見書（資料証7-5）の2ページ目の下のところに、別の文脈になりますけれども、女性の働き方に関して税制が何らかの形で作用したかもしれない場合のバンチング、収入の分布図を載せております。こちらは、税制が作用したかもしれない人と作用していない人込み込みで、完全な母集団データではないですが、全数に近い代表性のあるデータになっております。このようにはっきりとバンチングが見える形をエコノミカリー・シグニフィカント、経済的には有意と考えることができます。

賃上げ税制の方については、特に経済的に有意な大きな影響があったわけではないのではないかと思います。むしろ、大きなマクロ全体の母集団のデータで見ても、資料証7-5にあるように経済的に有意な形で検出されている大きな影響について、税制は対応を考えていかなければならないと思いました。

以上が1つ目のコメントでございます。

質問が2点ございます。1つ目の質問は、日本経済団体連合会と日本商工会議所に対するものでございます。

先ほど個別の租特の金額の公表があると取引額等の内容が分かってしまって、経営上、競争上のリスクがあるというお話がございました。一方で、事業をされている企業は上場企業、非上場企業、中小企業にかかわらず、多くのステークホルダーの方に囲まれて事業をされています。取引先もそうですし、お客様、出資者、地域、そして

今回の租特の事例に関しては社会全体がステークホルダーではないか、そこに対する説明責任、リスクの十分な説明がなかったことがメディアで多く租特への批判が取り上げられた一つの理由と思います。

そのように考えますと、確かに個別の取引額について公表することはリスクの高いことですが、ステークホルダーへの配慮、リスクを公開・公表するという線引きが必要ではないかと思います。例えば、研究開発税制の租特の適用を受けた場合の全体の金額が類推されたとしても、それは上場企業でも有価証券報告書等で公開されていることですし、特に大きな問題はないのではないかと感じております。

こういったステークホルダー保護と、各企業の経営上の本当に保護すべき、秘匿すべき情報との線引きをどのように考えていらっしゃるかということを経済団体連合会と日本商工会議所にお伺いしたいです。

もう一つの質問は、中小企業庁に対してです。事前にメールで御連絡を差し上げて、今回の賃上げ税制について、あるいは他の分析について、異質性の分析をしていないのかというお伺いを差し上げました。そこについてまだ明確なお返事をいただいておりますので、御回答いただきたいと思います。資料証7-5の最初のポイントの1つのところに記載している内容にも関わるものです。租特の中身を良くしていくという観点からは非常に重要ではないかと思いますので、この点について御回答をいただければと思います。

以上でございます。

○赤井座長

ありがとうございました。

國枝先生、お願いします。

○國枝中央大学法学部教授

まず、適用実態調査の結果の方、実態から言いますと、各年度の税制改正の国会審議の際に、一部メディアから、どういう企業が適用されているか、公表されていないから推測に基づいて報道がなされているのです。それに基づいて国会議員から、大企業優遇ではないかとか、場合によっては付度があるのではないかという質疑がなされているという状況があります。そういった状況にもかかわらず、企業名を出したくないということになってくると、これはそういうことはないと思いますけれども、逆に何か後ろめたいことがあるのではないかという邪推を呼ぶことになって、ひいては租特の政策としての信頼性にも関わってくると思います。

また、競争面でのいろいろな懸念があるということですが、補助金は実名が出ているわけです。酒類業でかなり詳しく出ているというのが資料にもありましたけれども、それで何か競争上の問題が起きたとか、アクティビストの人がいろいろ主張したというのは、私は聞いていないので、そうだとするとそれほど深刻な懸念ではないのかなと思います。

もちろん、企業側でもしかすると事務負担等が心配なのかもしれませんが、もし手続面で企業名の事務負担を減らす、例えば既存の書類を使うことが可能であれば、そういったことを配慮すれば問題ないのではないかと思います。

それから、中小企業税制全般について、まず根本的なお話をしますが、中小企業優遇税制のような企業の規模に応じて優遇するという措置は、経済学ではサイズディペンデントポリシーと呼ばれています。こうしたポリシーについては、経済全体の生産性を引き下げ、経済成長を阻害する、望ましくない政策だというのが標準的な理解だと思います。

代表的な分析である2017年のIMFのワーキングペーパーがありますけれども、その理由としては2つありまして、1つは、事業規模が大きくなると税率が高くなってしまいうので、その意味で各企業の事業拡大の意欲を阻害する。日本の場合、資本金の減額の動きがあるという資料がありましたが、それも広い意味ではその一例かもしれません。

もう一つ、国全体で見たときに、生産性の高い大企業に比べて生産性の低い中小企業を優遇するという税制なので、一国の資本配分が生産性の低いところに集中してしまうということで、国全体の生産性が低下することが指摘されています。生産性の低い企業は廃業をしていくという新陳代謝が求められるのですが、それをこういった優遇税制で抑制してしまうのではないかとということも指摘されています。例えば、IMFのペーパーだと、こういう中小企業優遇の政策を廃止することによって生産性が0.8%から2.9%に上昇するということを推計しています。

実は、ちょうど先週、リスボンで国際財政学会がありまして、このテーマのセッションもありました。私は出席していたのですが、日本と似たところも多々あります韓国での研究もあったのですが、韓国のデータでも、中小企業の優遇政策は生産性を引き下げ、経済成長を抑制するという結論が得られていました。

したがって、個別の中小企業にどういう影響があるかだけではなくて、経済全体を考えると、中小企業優遇税制の廃止・縮小が実は成長戦略になってくることがまずございます。

とはいえ、あえて中小企業優遇税制を経済学的に正当化できないかということと言えますと、大企業に比べて中小企業というのはどうしても信用制約の程度が厳しい、銀行から借入れが難しいという面があります。なので、中小企業はどうしても内部留保に投資資金を依存しなければいけないところがある。そこで配慮が必要ではないかということもあるわけです。ただ、金融面では日本政策金融公庫あるいは信用保証制度等があって、かなり手厚い手当が既になされています。

資金繰りの面で見ますと、中小企業庁の資料の11ページ目に中小企業の資金繰りDIのデータがございますが、これを見ますと、確かにリーマンショック、コロナの際に大きく資金繰りに問題が生じているということがあって、ここの部分について特例措

置をつくって配慮しましょうというのは分からないでもないですが、足元はどうかということと言うと、見事に正常化しているということがこのデータでも出ています。そうだとすると、リーマンショックのときに導入した軽減税率の特例は不要だろうと思います。

それから、賃上げ税制の効果につきましては、これは他の先生からも指摘がありましたので繰り返しませんけれども、中小企業庁から説明のあった差の差分析というのは本当に異質なものを比べてしまっているのです、その点をきちんと考慮していないのではないかという疑念がございます。

他方、加工を必要としない生のデータで見ることができるバンチングの分析では、先ほど奥平委員からも指摘がありましたように、明確な政策効果は確認できない。実は大企業についても、バンチング分析を参考にして、これは効果に欠けるなということで廃止を決めたという経緯がございますので、中小企業についても同様の取扱いが適当だろうと思います。

投資促進税制についても、先ほどの19ページ等の分析ではよく分からないという御指摘は私も同感でございます。そもそも、現在の投資促進税制の対象の設備投資の基準が緩過ぎて、本当に生産性向上につながるか疑問がございます。対象を大幅に絞ることが必要だと思います。

まとめますと、そもそも中小企業優遇税制そのものが、一国レベルで見ると生産性を引き下げ、経済成長を阻害することが指摘されていますので、そうだとすると、日本経済全体の成長戦略として廃止・縮減を進めることが必要かと思います。

以上でございます。

○赤井座長

ありがとうございました。

伊芸先生、お願いします。

○伊芸慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任准教授

私も中小企業庁の資料に関して2つコメントさせていただきます。

既に多くコメントが寄せられているところなので、少し観点を変えて、主にEBPMの観点からコメントをしたいと思います。

今回の資料の中で少し残念だったのは、結果の解釈のところで、8ページ目ですと、「大きく上昇しており」という表現がされておりまして、説明の中でもそれで終わっていたと思います。そのほか、「一定効果があった」という表現もこの資料の中であったと思います。この「大きく」とか「一定効果」というのは、せっかく定量的な分析をしているのに定性的な評価になってしまっているように私は感じました。

こちらの御説明の前に、内閣官房の見直し担当室の説明資料には、③に「定量的に検証すべき」とありますけれども、一見定量的に分析しているようで、結果の解釈についてはふわっとオブラートに包んだ定性的な評価になってしまっているところは少

し残念だったなと思います。また、内閣官房の見直し担当室の④には「費用対効果」というところも言及されております。

ですので、もう少し深く分析するためには、先ほどの資料に戻していただくと一番分かりやすいと思うのですが、5.6万円とか0.2億円というのが大きいのか、小さいのか。もちろん分析上の欠陥は否めないのですが、得られた結果が、例えば、減税分に関して十分に大きいのか、小さいのか、0.2億円というものが政策上意味のある大きさなのかというところまで踏まえて、こちらのスライドの解釈も追加をしていただきたいと思います。それでこそ定量的な評価になるのかなと思います。

2点目もこの資料に関して、これも既に言及されておりますように、アンケート調査というのは、正直なところ、EBPMと言いますか、分析上、かなり弱いエビデンスと見ていただいた方が結構かなと思います。

神山先生からもあったように、PBEM、見直しが始まったのでこれからエビデンスを作ろうというようになってきますと、どのようなデータを取ってくるかというところに分析者の意図が入り込む余地ができてしまうわけです。そこから急にアンケートを取って分析してしまうと、外部の者、第三者から見ても、意図的なもの、政策効果を大きく見せようとしているのではないかと考えてしまうところで、アンケート調査というのはエビデンスとしては弱いということは強く申し上げたいと思います。

とはいえ、必要に応じてはアンケート調査をしなければいけないと思うのですが、その場合には、どういうサンプリングをしたのか、このデータが代表性のあるもの、日本全国の中小企業を代表していると考えerのに妥当であることを資料の中で説明すべきかなと思います。

今、こちらはNが352とNが970とありますけれども、適用企業と非適用企業の割合はこの割合で合っているのでしょうかというのをそもそも思ったところです。これが日本全国の中小企業の適用企業と非適用企業の割合の縮図として考えて良いものかというところからまず疑問がありましたので、その後の分析結果については少し入ってこなかったなというところがあります。そういう意味でも、アンケート調査に頼らないという意味では、データベースをしっかりと作っておくことが非常に大事なかなと思います。

これも神山先生のコメントとも重なるのですが、既に今後の検証を見据えてデータを取っておくということです。なるべく恣意的なものが入ってこない形にするためにデータを取っておく、データベースをそろえておくというのは非常に大事なかなと思います。

加えて、分析の透明化、調査に関してどういうサンプリングをしたのかに加えて、どう分析したのかという観点も必要かなと思います。先ほどのバンチングの話ですと、財務省はサンプルサイズが大きくて良いという印象があります。また、総数自体も良いと思うのですが、厳密なことを言うと、サンプルが大きいだけでは若干客観

性に欠けるところがありますので、どう分析したのかというところも本当であれば細かく説明していただく。口頭での説明がなくても、参考資料等に入れていただいて、分析のところに客観性がちゃんと担保されているかというところを委員の皆様が判断できるような形で作っていただけるとよいのかなと思います。

以上です。

○赤井座長

ありがとうございます。

土居特別委員、お願いします。

○土居特別委員

私は、まず租特の報告書に関しての適用企業名の公表の話、後に中小企業税制について意見を述べさせていただきたいと思います。

補助金で企業名を公表しているけれども、租特では公開していないということはいかなるものかという点については、その非対称性はあると思います。ですから、補助金で公開していて租特で公開しないという理由にはならない。

ただ、気をつけなければいけないのは、これは他の方もおっしゃっていましたが、補助金の受取額を見ても利益が幾らあるか分からないし、投資行動がどうなっているかというのも分からないということですけれども、租特はそれと連動しているということです。単純に補助金で金額が出ているから租特も金額を出せば良いという話にはならないと思います。

例えば、特別控除で控除額があって、それが仮に個社名が公表されると、それぞれの制度には控除上限がありますから、その控除上限から逆算すると法人の課税所得が分かってしまうことになってしまいます。

補助金はどうかという、資料にもありますけれども、別にその資料からこの企業が幾ら利益を上げているかということは分からないので、情報量の違いというものはしっかり踏まえた上で、極めて丹念に制度設計していく必要があるのではないかと思います。

私が税務大学校で7月に刊行した共著論文のディスカッションペーパーでも、特別控除額が多い企業は比較的納税額も多いということです。そうすると、実効負担率ということで言うと、控除額が多い企業が必ずしも実効負担率が大きく下がっているわけではない。大幅な減税によって、ほとんど法人税を負担しなくて良いほどにまで負担が減っているというわけではないことは明らかになっています。

控除額が多いか少ないかという話よりかは、控除を使ってどれぐらい税負担が軽減されたかということの方が個社にとっての恩恵は多いわけで、そちらの方に重点を置くとすれば、特別控除の額が多いから個社名を公表するというよりかは、むしろ減税率が高い企業はその恩恵をより多く受けているのだから公表するという話にならないと、つじつまが合わないのではないかと思います。

ですから、どこの政党かは知りませんが、しばしば特別控除額が多いから恩恵をたらふく受けているのではないかという話がありますけれども、そういう企業こそ多く納税をしているということがあって、むしろ、せっかく法人税をたくさん納めてくれる企業があるにもかかわらず、そういう企業を個社名を挙げてパニッシュするのかということにならないようにする必要があるのではないかと思います。

それから、公表する際に閾値を設けることになると、例えば、EUなどはそうなのですが、これはまた控除の適用に影響を及ぼしてしまう可能性がある。控除上限があって、本来ならば控除上限が最大限適用できる控除額ということになるわけですが、その手前に公表する適用額に閾値を設けることになると、その閾値を超えてしまうと公表されてしまい、閾値を下回ると公表されないことになると、閾値の手前で適用額を止めてしまうことになり、何のために租特を設けているのか分からないという話になってしまうことは、制度設計上、配慮しなければいけないと思います。

上位10社は既に公表されているという話でありまして、例えば、資料証7-1の5ページ目に、これは公表されている事実だから思いっきり申し上げますけれども、第1順位であるW033070という企業は、同じ年の賃上げ促進税制でも控除適用額は1位なのです。

私が先ほど申し上げたディスカッションペーパーでも指摘しているところでありますけれども、控除額が多い企業は複数の控除を適用している可能性がある。複数の控除を適用しているということは、法人税額が多いからこそ複数適用できるぐらいのキャパシティがあるということになっているので、そこら辺はきちんと踏まえた上で、公表されるならば、その結果は誤解を生まないように示していく必要があると思います。

もう一つは、租特透明化法の報告書では、沖縄関係が象徴的ですが、1社しか適用していないとか、数社しか適用していないような租税特別措置があると。そういう租税特別措置は、適用されている企業が少ないから、個社を特定すると差し障りがあるので公表しないことにしてしまうと、公表する租特と公表しない租特を設けるということで、果たしてそれで良いのかと。そうしたら、租特を新設する際に、これは個社を公表しない租特にしましょうという恣意性が将来生じる話になるので、私が思うには、公表するなら全ての租特を公表するか、全てしないかのどちらかではないかと思います。

最後に、速報性をどこまで追求するのかということだと思います。租特透明化法の報告書が比較的早めに国会に提出されるわけですが、実はその報告書は提出される日を限定して、その日まで提出されたものを集計した結果として国会に報告しているということになるわけです。通常は、法人税申告書と同時に租特の適用額明細書も提出して、それでもって報告書が作成されるということですが、修正申告が行われると、明細書に書かれた金額と修正後の真の適用額はずれてくる。これは、

私が先ほど指摘した共著論文でもその点の数字がずれているというところを指摘しています。そんなに大きな金額ではありませんけれども、やはり公表するなら除斥期間を終えた後で、確定した金額を公表するということでも遅くはないと思います。速報性が必要だということであれば、なぜ速報性が必要なのかということはしっかり説明していただく必要があると思います。

最後に、適用額明細書に関して一言だけ申し上げると、これで実際にデータが取れているということなので、今後のEBPMのためにも、明細書の個票データがデジタルで使えるという形にさせていただけるとありがたいと思います。

次に、中小企業のことですけれども、バンチングの議論というのは、ビンが細かくないと何をもってバンチングと言うかというのは分からないと思います。そういう意味では、資料証7-2の11ページ目の財務省のデータ分析は極めて素晴らしい画期的なものだと思います。法人税申告書だけではなくて、源泉徴収データと紐付けているという意味で、これまで研究者は誰も携わっていないような分析だと思います。これはきちんとビンを細かくして見ているということなので、右側の図では必ずしもバンチングが見られないというのはそのとおりなのかなと思います。

それから、資料証7-4の中小企業庁の資料4ページ目で確かにロジックモデルが書かれているということは良いのですけれども、そうすると、法人税率の特例という租特については、元々税制改正大綱でも述べられているように、リーマンショックの際の経済対策としてこの措置が設けられたという話とこのロジックモデルが何の関係があるのかというところが問われることになると思います。

ロジックモデルは良いのだけれども、元々のいきさつはリーマンショックの際の経済対策だと言っているのだったら、少し話が違うということであれば、むしろ仕切り直しをした方が良いでしょう。単にだらだらと延長するというよりかは、新たな目的があるということであれば、新たな目的のためにどういう措置が良いのかということで、その措置が良いということであれば、なぜその措置が良いかという説明をすることが必要ではないかと思います。

最後に、リーマンショック時という話なので、資料証7-4の11ページ目に売上高が未達であるということが数字で示されているのですが、この数字がにわかに信じられないのは、2024年度になって、既にインフレになっているにもかかわらず、1社当たりの売上高がそれでもなお2007年度の数字よりも小さいというのは、何が影響したのかなと。単純に日本の中小企業が売上高を回復していないとは思いにくいのですが、それはなぜなのか、もし何か要因がお分かりいただけるならば聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○赤井座長

ありがとうございます。

片桐先生、お願いします。

○片桐早稲田大学商学学術院商学部准教授

手短に2点だけ。

1点目がデータについて、先ほど来、色々な先生方がおっしゃっているように、因果関係を識別するのが重要であるにもかかわらず、良い企業だから租税特別措置の対象になったのか、対象になったから良い行動を取ったのかというのが分からない。そのように言うのは簡単なのですが、私がこのデータがあったときにそこができるかと言われるとなかなか難しくて、それは租税特別措置というのが自動適用ですので、こういうデータしかなければそういう分析しかできないということなのだと思います。ですので、色々工夫のしようはあると思うのですが、どういうデータがあればどういう分析ができるかというのは事前に考えておくべきだと。

先ほど匿名化されたマイクロデータを検証に使った方が良いのではないかと日本商工会議所の方もおっしゃっていましたが、そこは本当に非常に重要なところでありまして、我々外部の学者もそうですし、こういった形でほかの省庁の方が検証をする際も、そういったところを事前に使えるようなことをやっておくというのが重要なと思います。

もう一点、データについて申し上げますと、因果関係を識別するときに、ぎりぎりで審査に落ちた人とか、ぎりぎりで審査に受かった人を比べるというのをよくやられますけれども、例えば、今回で言うと中小企業経営強化税制なんかはそういうのが使えそうだなとか、いろいろ工夫のしようはありますので、今あるデータの中でどういうことができるのかということを含めて、そういうところも検証していくと良いかなと思います。

あと、データについて1点だけ簡単な質問で、バンキングのデータが左右で違うという話があったのですが、これはどうしてなのかというのが私も一瞬見て分かりませんでした。税制のことを知らないからという理由以上のものが何かあるのかということですね。例えば、納税額が少な過ぎて税額控除が小さ過ぎるので、そもそも申請しなかった企業がいるのかとか、理由が分からないとなぜ違うのかというのが分からないところがありますので、そこも少し見ていくと良いかなという気がいたしました。

2点目が、目的というところでロジックモデルの話がありましたけれども、EBPMをやるときに何を検証するのかというと、例えば、賃上げ税制だったら賃上げに効いたのか、もちろんそれは重要なのですが、そもそもなぜ賃上げを税制で促さなければいけないのかというロジックモデルがないと、何を検証するのかが分からなくなるかなと。

例えば、賃上げであれば、単に賃金が上がると国民が喜ぶということではなくて、中小企業だとどうしても賃金が低くなりがちな構造的な要因があるとか、最近、モノプソニーという話がありますけれども、労働者がなかなか賃金が得られていないとか、

そういうエビデンスがあれば別ですけれども、そういったものがない中でロジックモデルを組んで何を検証しにいくのかというところは少し難しいかなと。

それは、先ほどサイズディペンデントポリシーへの言及もありましたけれども、なぜ中小企業の税率を下げなければいけないのかというところのロジックモデルについても、何か下げなければいけない特別な理由があるのか、ないのかというところは少し詰めておくとうまいかなという気がいたしました。その意味で、労働生産性の成長率目標の15%というものを中小企業だけに限らず全体を見ていくとうまいかなという気がいたします。

以上です。

○赤井座長

ありがとうございました。

増井特別委員、お願いします。

○増井特別委員

租税特別措置の適用企業名の公表について、競争上の不利益の話がありました。これは、一般研究開発税制や賃上げ促進税制について言えば、控除率の変動するとか上限があるとかいったことがあるので、基礎額を正確に逆算するのは困難ではないか。したがって、営業秘密上の懸念は比較的小さいのではないかと思います。

それと、公示制度廃止との整合性について。これは長者番付の廃止のときのことでと思いますが、眼目は個人についての個人情報保護だったと思います。これに対して、租特を利用した法人の話は本来的には別の話ではないか。

○赤井座長

細野先生、お願いします。

○細野学習院大学経済学部教授

まず、適用企業名の公表については、日本経済団体連合会からも日本商工会議所からもEBPMに資するミクロ分析が可能なプラットフォームが重要というお話があったと思います。まさにそのとおりですし、それはそれで重要なのですが、それとは別に、あるいは同時に、租特も補助金と同じように公的な財源を使っているという観点からは、できるだけ可能な限り積極的に公表していくことが基本的には必要な姿勢だろうと思っております。

それから、中小企業税制について、今回、中小企業庁が稼ぐ力を強化していくという方向性を出しておられて、私はその方向性自体には賛成です。つまり、稼ぐ力のある企業を支援していくのだという方向だろうと思います。ただ、この観点からすると、今回見直しの対象に上がっている租特が本当にこの観点と整合的なのかどうか、疑問なところが幾つかあります。

具体的に言いますと、まず法人税の軽減税率の話、法人税率の特例の話で、財務省の資料にもありましたが、800万円以上の租特に関しては一律32万の減税効果という

ことで、800万円以上あれば、それ以上稼ぐ力があるかどうかということにかかわらず一定の減税効果があると。

こういうすごく幅広い軽減税措置は実は副作用みたいなものもあって、どういうことかという、企業の新陳代謝がこれで抑えられてしまう可能性がある。そうすると、若くして成長力はある、ただ、赤字で所得が出ていないみたいな企業の参入とか成長をむしろ抑えてしまう可能性もあるわけです。これは個別の企業のEBPMでこれだけ効果がありましたというのを見ていても、実は分からない、見えない負の側面であります。

國枝先生からサイズディペンデントポリシーの負の側面について言及がありましたけれども、恐らくそれはこういう見えない副作用みたいなものが結構大きいということが影響している可能性がありますので、特にこういう幅広い支援措置というのは慎重に見ないといけないというのが基本的に重要だと思います。

そういう意味でいうと、例えば、投資促進税制についても、これも要件が確か生産性が1%以上上がるような設備の投資に対してだったと思いますけれども、新しい機械を更新すれば大概1%以上は上がるケースがほとんどだと思いますので、広過ぎる要件になっているのではないかと思います。

それから、今回お出しいただいた中小企業庁の資料に関して、適用企業と非適用企業の比較というのはそもそもインセンティブになっていないというのは、これは多くの委員の方々から既に御指摘いただいているとおりでと思います。

賃上げ税制に関しては、差の差分析をされていて、これはそれなりに意味のある分析だと思うのですが、こういうふうに差の差分析をやるときには一定の前提条件が必要で、ようやく因果効果を見ることができるので、例えば、2022年度に適用された企業と適用されていない企業とのそれ以前のトレンドが同じように動いていたのかどうか、これは技術的なことを話しているように思われるかもしれませんが、実は因果効果を見る上では非常に重要なことですので、事前のトレンドが同じだったかどうかというような分析の前提条件も含めてお示しいただくことが重要なかなと思います。

最後、賃上げのバンキングに関してはいろいろな御意見がありましたけれども、これは少なくとも統計的に有意な差が閾値のところであるかどうかというのは、それを検証する手法はありますので、そういった手法も更に用いられると、より説得的な、有意な差があったかなかったかという議論につながるかなと思います。

以上です。

○赤井座長

ありがとうございます。

武田特別委員、お願いします。

○武田特別委員

意見として3点申し上げます。

1点目は、租税特別措置の透明性についてです。行政の透明性や補助金とのイコールフットINGの観点から、必要なデータの提供や見える化は大前提として進めるべきだと考えます。御指摘いただいた論点については、他の委員の御意見・御質問と重複いたしますので、時間の関係上、割愛いたします。

2点目は、EBPMの重要性です。今回はデータに基づく分析が示され、それに基づいて議論が行われていることは望ましい方向だと考えています。結果の解釈については様々な御指摘がありましたが、他の委員もおっしゃったとおり、現状ではデータの制約が大きいことも事実だと感じています。

今後は、アウトカム志向での政策・施策設計を大前提とし、その実現に必要なデータをあらかじめ整理した上で、データ収集を適用の条件とし、デジタル技術やAIも活用しながら継続的に分析を行っていくことが必要ではないかと思います。

また、EBPMに資するデータ提供の拡充も重要だと考えます。現状、国税庁では、公募時に事前指定されたテーマに関する研究に限り、一部の税務データの利用を認めています。こうした取組を更に進め、事前指定テーマ以外についても税務データを活用できるようにすることで、多様な分析が進み、その成果が政策議論に還元され、よりよい政策形成につながる循環を実現していただきたいと思います。

3点目は、中小企業税制についてです。リーマンショック時の危機対応として導入された措置が長期間継続していることは、世界的に見ても、日本経済の現状を踏まえても合理的な説明が困難です。重要なことは、中小企業庁から御説明のあったとおり、労働供給制約社会における中堅・中小企業の稼ぐ力の強化です。そのため、税制においても、AI時代を見据え、1人当たり生産性の向上に資する施策を検討・強化する方向に切り替えることが望ましいと考えます。

以上です。

○赤井座長

ありがとうございました。

委員の皆様からたくさんの御意見をいただきました。簡単に財務省兼内閣官房、中小企業庁、その後、日本経済団体連合会、日本商工会議所の順で回答をお願いしたいと思います。

○春木主税局税制第三課長 兼 内閣官房租税特別措置・補助金見直し担当室参事官

バンチングのところはいろいろと御議論がありましたし、先生方からの御意見があったと思いますけれども、我々の問題意識としましては、まさにアンケート調査では分析の限界があると思っております。アンケート調査ではデータの歪みも生じますので、なるべく全数に近い大きなデータを使いながら、どのような分析ができるかといったことについて継続して考えていきたいと思っております。

以上です。

○赤井座長

ありがとうございます。

中小企業庁、お願いします。

○伊万里中小企業庁事業環境部企画課長

私から、賃上げ促進税制に関して何点か御説明いたします。

まず、奥平委員ほか何名の方から御指摘をいただきましたDID分析の異質性の検討ですけれども、現時点においてはできておりません。中小企業庁ではアンケートを2万5,000社に対して配布して、回収率は13%、約3,000社から回答がありましたが、そこからデータ欠損をはじいたりした結果が資料に載せてある適用企業352社、非適用企業970社というところでございます。多くの先生からも御指摘をいただきましたとおり、サンプル数が少ない中で最大限やろうと思って全体を使ったということが現実でございます。

ただ、それに基づく業種ごとのデータや割合は分かりますので、今回の御示唆も踏まえながら検討していきたいと思ひますし、また、行動変容が大事ということは大変多くの方から御示唆をいただきました。

佐藤特別委員と神山先生からは、賃上げの要件についても物価や日銀のコア指標も加味してハードルを上げるのも一つの方向ではないかという御示唆もいただきましたので、そうしたことも踏まえながら、減税効果が最大限発揮できるような形で見直しを考えていきたいと思ひております。

○森中小企業庁事業環境部財務課長

中小企業庁から、賃上げ以外も含めて。

説明したことの繰り返しは避けますし、個別にというよりも、そういう意味では、分析に関しては昔に比べれば前進しているというお声も一部いただきましたが、なお分析を踏まえて対象範囲なり、要件なり、水準なり、評価そのものについても評価のありよう等についていろいろ御指摘をいただいたと思ひます。

データ制約をいかに克服していくかという点も含めて、我々はまだまだ改善すべき点があると思ひますし、まず今年度の税制改正においては、いただいた御指摘等も踏まえながら政策効果を高める観点での見直しを進めていきたいと思ひております。

それから、労働生産性について、15%についての御質問をいただきました。これは、付加価値労働生産性については実績ベースで2020年度比4年間で12.7%増加をしているという点、及び長期的な物価目標2%というものを踏まえて、5年間で15%向上という設定をしたというのはホームページにも載っている話ですので、そういう意味では積み上げというわけではないというのがお答えになろうかなと思ひております。

以上です。

○赤井座長

ありがとうございます。

日本経済団体連合会、お願いします。

○神谷日本経済団体連合会経済基盤本部主幹

色々御指摘をいただきまして、全てに御回答するところは難しい部分もあろうかと思いますが、幾つか御質問をいただいた内容について御回答させていただきたいと思います。

宮本先生から御質問をいただきました、特に租特の関係でどういった不利益が出てくるのかというところですが、懸念がありますのは、特に土居特別委員から沖縄の関係の租特という話もございましたけれども、個別の適用金額が少ない租特については直接の取引金額が特定されるおそれがあるというところかと思っています。

戦略分野国内生産促進税制についても数量の特定のおそれというところを申し上げましたけれども、数量とか取引金額というのは企業の競争上も重要情報でございます、そこが特定される形は企業にとっては厳しいものになると思っております。

それから、御指摘いただきました関係ですと、個別の取引金額を超えて、R&Dなどについては、有価証券報告書で公表されている情報もあるのではないかと御指摘があったかと思っています。御指摘のとおり、有価証券報告書の投資計画とか事業計画等で研究開発投資額とか設備投資額が公表されている上場企業は多くいらっしゃるかなと思いますが、他方、全体としての金額であることや、あとは企業の決算とは違うタイミングで公表されることもございます。冒頭岩崎からレピュテーションリスクということを申し上げましたけれども、その辺りの御配慮をいただきますとありがたいかなと思っております。

それから、増井特別委員から公示の話で、法人の話は違うのではないかと御話が合ったかと思っています。我々も昔の税調の議論を勉強させていただきまして、昔の税調の平成17年11月15日の総会の議事録を勉強していますと、このときは同じように公示制度の廃止が議論になったというタイミングでございましたけれども、同じように法人の公示制度の廃止についてはどうなのだという御指摘があったところです。

当時の佐川税制第三課長が、寄附やダイレクトメールが公表された企業に寄せられたり、取引先との関係で支障を来すという話がございました。それから、これはどういった趣旨なのかというのは我々もなかなか認識しづらいところなのですが、租税条約上の相互協議の中で、公示制度がある中で修正申告の内容が表に出てしまうと外国から懸念が寄せられるといった話が税調の議事録の中でございました。そういった過去の経緯も踏まえて御検討いただけるとありがたいかなと思っています。

それから、神山先生、土居特別委員から修正申告のお話がございましたけれども、過去の国会の審議の中では、公表を嫌がるがためにあえて少ない額で申請して、延滞税を取られても修正申告をして公表を避ける企業がいらっしゃるという事例があったということが議論になっておりました。

特定の政策目的を達成するために租特が導入されているということだと思っておりますので、政策目的を達成するために活用いただくことが基本かなと思っておりますけれど

も、そのような形で活用が阻害されるということは租特の趣旨にも反するところがあるのかなと思いますので、そういった点も踏まえて御検討いただきますと大変ありがたいかなと思います。

○赤井座長

ありがとうございます。

日本商工会議所、お願いします。

○宮澤日本商工会議所産業政策第一部長

私の説明が、若干足りなかったかもしれません。中小企業政策の、今まさに大きなテーマが、価格転嫁あるいは取引の適正化です。おかげさまで、様々な制度があって、徐々に価格転嫁、取引適正化が進んでいるところですが、なおもって、例えば賃上げにおいては労務費の価格転嫁が一番劣後している状況です。

賃上げ税制はまさに特例中の特例の税制だということは承知しておりますが、キャッシュフローが厳しい中小企業において、これだけのコストプッシュ型のインフレの中で何とか賃上げをしていかなければいけない、設備投資をして原資を稼いで賃上げをしていくという、まさに通常サイクルに戻るまでの過渡期の税制だとも認識しております。こういった中で賃上げを優先してやっていこうという制度でございます。

その中で、賃上げ税制で、この企業はこれだけ賃上げしたということが端緒情報的にも取引先に知られてしまうことは、やはり価格交渉の材料とされる懸念があると思います。

価格交渉で、例えば労務費の転嫁をしたいときには、自社のコストというより、業界とか様々な環境のデータを使って価格交渉していくことがある種の手法になっておりまして、個社のデータを出してやっていると、個別具体例の事例になって、どうしても立場の弱い中小企業は劣後した立場に追い込まれます。たかが金額ではないかと思われるかもしれませんが、端緒情報として使われるリスクがあるという点においては、中小企業が租特の利用をヘジテイトする情報はなかなか出しにくいということは御理解いただければと思います。

設備投資についても同様です。投資金額等々で、企業名あるいは業界的にあそこはああいうことをやっているということが類推できる可能性があります。なけなしの資金を使って設備投資をして、競争に劣後するような状況は是非避けたいということで、その辺りの事情も是非御勘案いただければと思います。

私からは以上です。

○赤井座長

ありがとうございます。

それでは、このあたりで本日の議事は終了したいと思います。まさに専門家会合はEBPMということで、差の差分析であったり、バンチングであったり、他の会合以上にエビデンスというものに基づいた議論が進んだのではないかなと思います。

もちろん因果分析とかサンプルの問題、データ制約の問題、色々あるかと思いますがけれども、中小企業庁の方でも、分析のリソースはあるかと思うので、より進めていただいて、より建設的な議論がエビデンスに基づいてできれば良いのかなと思います。

それでは、このあたりで本日の議事は終了したいと思います。本会議については記者も傍聴できるようにしておりますが、会議の概要について、この後、事務方から記者に対して御紹介、御説明をしてもらおうと思います。

それでは、本日は皆様、大変お忙しい中お集まりいただき、また建設的な議論をいただきありがとうございました。

[閉会]